

○関都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年12月8日

岐阜県知事 古 田 肇

1 都市計画の種類及び名称

関都市計画用途地域

2 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び関市基盤整備部都市計画課